

沖縄県、国（沖縄総合事務局）の泡瀬地区公有水面埋立事業の「変更手続き」書類への意見

沖縄県沖縄市高原 3丁目11番21号 301号 桑江直哉

1. 今回変更手続きであるが、環境アセスメントが実施されていない。

縮小されどのように環境に影響を及ぼすのか？モニタリング調査も変更しないといけないなど、全体的な環境調査と変更後どう環境に影響するのかの比較検討が必要である。再度、実施することを求める。

2. アクセス道路に関する計画が十分示されていない。

アクセス道路については、「長さ 890m、4 車線、沖縄市国体道路とつなぐ」とだけ記載があり、工事費、震災対策などの記載は一切ない。

3. 去る3月11日の東日本大震災以後、震災対策が課題となっているにも関わらず変更計画において震災対策に関する記述がなく、津波対策、液状化対策などその防災対策費は誰が出すのか示されていない。

4. 沖縄県の埋立工事の設計概要説明書の地盤高が、C.D.L + 5 mから + 4 mに変更になっている。大震災後、津波対策等考えると逆行していると思われるがその変更によって埋立地にどのような影響を及ぼすのか記載されていない。浚渫土砂が減ったから地盤高を下げましたという言い訳では納得いかない。

5. 環境対策、防災対策が十分示されていない変更計画書は無効である。再度、環境、防災対策を十分行い、その費用に関しても明示しなければ公告縦覧意味はない。

計画を再度変更し直して出直すべきである。